

## 今後の情報通信政策に関する提言

令和6年8月27日  
自由民主党 政務調査会  
情報通信戦略調査会

我が国は、人口減少・少子高齢化とそれに伴う労働人口の減少、国内市場・地域産業の縮小、災害の激甚化・頻発化といった様々な社会課題が山積している。こうした課題の解決の切り札として生成AIをはじめとする最先端のデジタル技術の社会実装、データの利活用を進めることで、労働生産性の向上や産業の高度化に貢献することが期待されるが、このようなデジタル技術の進展により、競争力や付加価値の源泉は変化しつつあり、新しい課題も現れてきている。

具体的には、プラットフォーム事業者がデジタル空間で圧倒的な力を持つようになっているほか、今後の5G・Beyond 5G時代に向け、世界に先駆けた包括的・効率的なインフラ整備が必要となっている。また、放送と通信の融合が世界的に進んでいる中、これらの課題に我が国も早急に対応することが求められている。

さらに、デジタル技術の進展に伴う社会的な問題は後を絶たず、例えば、生成AIの普及等に伴い、デジタル空間における偽・誤情報が拡散してしまっている。偽・誤情報はあたかも真実の情報であるかのように国民を誤認・誤解させ、意思決定に影響を及ぼすことで国民の表現の自由の基盤を根底から覆し、民主主義の根幹を揺るがしかねない。諸外国では、「敵対的情報戦」として偽・誤情報が活用されたり、時には、偽・誤情報がサイバー攻撃等に利用されたりしているとの報告もある。このように安全保障の文脈でも、情報の持つ重要性は増しており、適切な対応の必要性は高まっている。本年1月に発生した能登半島地震においても、円滑な救命・救助活動や復旧・復興活動を妨げるような偽・誤情報が流通したとの指摘もあることから、インターネット上の偽・誤情報への対処が急務である。その際、取材や編集に裏打ちされた信頼性の高い放送番組をインターネット上へ継続的・安定的に流通させることや、我が国のコンテンツ産業の強化も重要である。

また能登半島地震では、情報通信インフラにも大きな影響が及び、停電や伝送路断等により通信サービスの利用ができなくなる、放送が停波する等の被害が発生している。民間事業者や自治体、政府機関の連携による早期復旧に加えて、衛星通信サービスをはじめとする新たな技術も活用されたが、今後の災害に備えて情報通信インフラの強靱化を図る取組の重要性が再認識されている。

このような危機意識のもと、本調査会では、「新しいピンチ」をチャンスに変えるべく、以下のような課題について議論してきた。

- －生成A I の普及等に伴い、デジタル空間における偽・誤情報の拡散の問題
- －「放送」の価値の源泉が中身の信頼性にシフトする中での、取材や編集に裏打ちされた放送コンテンツのインターネットへの安定的提供や、我が国のコンテンツ産業の強化の問題
- －能登半島地震での停電や伝送路断等による通信・放送サービスの被害を踏まえた情報通信インフラの強靱化の問題

これらの議論を踏まえ、本調査会では、インターネット上の偽・誤情報対策、放送制度及び放送コンテンツの在り方、能登半島地震を踏まえた通信インフラの強靱化等について、政府に対する各提言をとりまとめた。

- I. ネット上の偽・誤情報対策等に関する提言
- II. 放送制度及び放送コンテンツの在り方に関する提言
- III. 情報通信インフラの強靱化等に関する提言

## I. ネット上の偽・誤情報対策等に関する提言

(現状)

蔓延するインターネット上の偽・誤情報は、国民の意思決定に影響を及ぼすことで国民の表現の自由の基盤を根底から覆し、民主主義の根幹を揺るがしかねない。偽・誤情報対策は、健全な民主主義を守るため喫緊の課題である。

2018年、英国のケンブリッジ・アナリティカ社がプラットフォーム・サービス上で提供していた性格診断アプリから取得した個人情報を英国 EU 離脱国民投票などの選挙運動に利用していた事件<sup>1</sup>は世情を騒がせた。6年経過した現在も、インターネット上を流通する情報は、指数関数的に増加しており、先月の東京都知事選挙を例に出すまでもなく、インターネット上の情報の重要性は高まる一方であり、英国の事件も対岸の火事ではない。

インターネットは、「アテンション・エコノミー」という、利用者の「関心」が取引される構造となっている。これにより、表示された情報を受信し続けることにより、自身が興味・関心のある情報だけにしか触れなくなり、あたかも偏りのある情報の膜に包まれたかのような「フィルターバブル」や、SNS等で自分と似た興味・関心を持つ利用者が集まる場ばかりコミュニケーションを行う結果、自らが発信した意見に似た意見が他人から返ってきて、特定の意見・思想が増幅していく「エコーチェンバー」が発生し、自らの知識に偏りが生じてしまう。インターネットがもはや国民の生活基盤を提供していることも考えると、偽・誤情報の蔓延は、国民が参政権などの憲法上の権利を行使する際の前提となる知識基盤を侵食し、この国の在り方を最終的に決定するという民主主義に悪影響を与えるおそれがある。

また、諸外国では、「敵対的情報戦」として、オンライン空間上で組織の評判や人々の心理をネガティブに操作するために展開される情報戦が繰り返されているという指摘もある。時には多額の資金を投じた活動も行われ、その活動の多くは匿名・偽名によるもので、サイバー攻撃や人工的につくられたボット等も併用されているとの報告もあるところであり<sup>2</sup>、経済安全保障そして、情報安全保障の観点から偽・誤情報の対策も考えなければならない。

さらに、そもそも、多くの人が偽・誤情報を誤っていると気づけない現実

<sup>1</sup> 2018年3月、SNS世界最大手のFacebook社から、選挙コンサルティング会社である英ケンブリッジ・アナリティカ社が大量の個人情報を不正に取得していた。ケンブリッジ大学の研究者が学術目的調査を装ってFacebook上で提供していた性格診断アプリから取得したデータが、利用規約に反してケンブリッジ・アナリティカ社に渡されていたものであり、不正に取得された個人情報は8,700万人分以上にも及ぶ。ケンブリッジ・アナリティカ社は、それら膨大な個人情報を分析し、同社が支援する選挙運動に利用しており、2016年のアメリカ大統領選挙や、同年の英国EU離脱国民投票にも多大な影響を与えたとされる（平成30年版情報通信白書より）。

<sup>2</sup> デジタル社会推進本部サイバーセキュリティに関するプロジェクトチームでの高森氏による発表（2月15日）。

がある。50代や60代といった中高年の方が、若い世代よりも誤っていると気づきにくい傾向が見られたという調査結果<sup>3</sup>もあり、若い世代だけでなく、中高年がネット上の誹謗中傷や健康被害<sup>4</sup>、詐欺被害等<sup>5</sup>の被害者・加害者になりやすいとの指摘もあるところである。

また、最近の事例として、2024年パリ・オリンピック・パラリンピック競技大会では日本代表として奮闘した選手に対する誹謗中傷のネット上での流通など、偽・誤情報による実際の被害が発生していることを踏まえれば、その蔓延を放置しておくことはできない。

こうした場を提供するプラットフォーム事業者にも一定の社会的責任があると考えられる。

今後、生成AIなどの新しい技術がより国民生活に浸透していくことが想定される。これらの技術は国民に多大な利便性をもたらす一方で、その技術の悪用による人権侵害や犯罪などの懸念もあるところである。

インターネット上の偽・誤情報対策を検討する際には、表現の自由の基盤を確保して健全な民主主義を守る観点、これに加えて、経済安全保障・情報安全保障の観点や安全な国民生活を守る観点から、強力な対策が必要である。

#### (対応案)

こうした状況を踏まえ、本年4月に「ネット上の誹謗中傷等対策小委員会」を「ネット上の誹謗中傷・偽誤情報等対策小委員会」に名称変更し、本調査会と合同で有識者や事業者からのヒアリングを実施しつつ、議論・検討を重ねてきた。以下、政府への提言である。

#### (1) 既存法令の厳格な執行と執行状況の公表

一言で「偽・誤情報」といっても多種多様である。既存法令によってどのような対応ができるのかを整理し（これについては、生成AIによる児童ポルノ作成行為への対応や、場を提供するプラットフォーム事業者の責任、例えば、刑法上のほう助罪に問われる場合等も含む）、既存法令に基づき、発信者に対して厳格な執行を行うべきである。執行状況については、それぞれ取りまとめて公表するべきである。【法務省、警察庁、金融庁、消費者庁、個人情報保護委員会、その他関係省庁】

<sup>3</sup> 「多くの人が偽・誤情報を誤っていると気づけない。年代別に判断結果を見ると、50代や60代といった中高年の方が、若い世代よりも誤っていると気づきにくい傾向が見られた（とりわけ政治関連の偽・誤情報において）。偽・誤情報は若者だけの問題ではないといえる。」（総務省「デジタル空間における情報流通の健全性確保の在り方に関する検討会」山口真一 国際大学 GLOCOM 准教授 資料より）

<sup>4</sup> 例：新型コロナウイルスの治療法等に関する偽情報の流通

<sup>5</sup> 例：投資詐欺を目的としたなりすまし型偽広告

## (2) 幅広い世代のネット利用者に対するリテラシー教育等

偽・誤情報等のリスクへの対応を図る観点からは、アテンション・エコノミー、フィルターバブル、エコーチェンバーなどのSNS等の仕組みを教えるなど、青少年から高齢者まで幅広い世代のネット利用者のリテラシー向上のための教材更新など普及啓発や教育に取り組むべきである。こうした取組を拡大・強化するためには、プラットフォーム事業者、クリエイター等の製作者など多様なステークホルダーと連携すべきである。また、偽・誤情報による人権侵害防止のための普及啓発や教育にも取り組むべきである。【総務省、文部科学省、法務省】

## (3) 意識啓発・リテラシー向上

### ① 経済的動機や政治的動機に基づいて流通・拡散する偽・誤情報への意識啓発

偽・誤情報には、単にインプレッション稼ぎを目的としたものだけではなく、世論操作やサイバー攻撃の意図を持つものなど様々なものが存在する<sup>6</sup>。国民に対し、例えば、外国からの偽情報によって世論操作がなされたと疑われる事例などを注意喚起するなど、意識啓発活動を実施するべきである。また、このような事例については、国内外に対して正しい情報をカウンター発信することが重要である。政府としても、SNS等を利用した継続的かつ効果的な注意喚起や広報啓発を実施するべきである。【内閣官房、金融庁、警察庁、消費者庁、総務省、経済産業省】

### ② 偽・誤情報を流通・拡散してしまうリスクに関する意識啓発

SNS等の利用が一層浸透する中、国民が、意図せず偽・誤情報の流通・拡散に加担してしまうということもありうる。警察庁は、関係省庁や産業界と連携し、ネット犯罪防止などの意識啓発に取り組むべきである。【警察庁】

### ③特に、青少年に対しては、国及び地方公共団体は、青少年インターネット環境整備法に基づく意識啓発活動の一環として、偽・誤情報の一般的なリスクの他、世論操作等、民主主義に対するリスクがある旨、青少年に対して意識啓発活動を実施するべきである。【こども家庭庁、総務省、文部科学省】

---

<sup>6</sup> 「2016年は「偽・誤情報元年」といわれる。2016年の米国大統領選挙では多くの偽・誤情報が拡散され、選挙前3か月間で、トランプ氏に有利な偽・誤情報は3000万回、クリントン氏に有利な偽・誤情報は760万回シェアされた。その後も仏大統領選挙やロシアのウクライナ侵攻など、様々な場面で偽・誤情報が拡散された。例えばウクライナ侵攻では、ゼレンスキー大統領が降伏を呼び掛ける偽動画がSNSで拡散された。また、ロシアはハッシュタグなどを駆使して大量の世論誘導を行っており、アフリカ、アジア、中南米において新（ママ）ロシアの偽・誤情報が広範囲に拡散されたと指摘されている」（2023.03 総務省「プラットフォームサービスに関する研究会」山口真一 国際大学 GLOCOM 准教授 資料より）

#### (4) 偽・誤情報対策技術の研究開発の推進

日々インターネット上で際限なく生み出される偽・誤情報の流通・拡散に対応するためには、テクノロジーを利用した対応も必要不可欠である。そこで、ネット上での偽・誤情報の流通・拡散に対応するための技術の開発やその社会実装に向けた取組を実施するべきである。【内閣府、総務省】

#### (5) 偽・誤情報の出所や情報のラベリングの実装

ある情報をSNS等へ書き込んだ者の発信国等の表示は、当該情報の信ぴょう性について受信側が判断するための一助となり得る。SNS等へ書き込まれた情報について、書き込んだ者の発信国等の表示をさせる仕組みについて、諸外国の状況も調査しつつ、プラットフォーム事業者と問題意識を共有し、検討を行うべきである。【総務省、個人情報保護委員会】

#### (6) 健全な広告マーケットの育成

今のデジタル広告市場は極めて複雑で歪な世界になっている。具体的には、生成AIにより真偽の見分けがつかなくなるリスク、広告主が自らの広告の配信先を把握しておらず、望まないサイトに広告が掲載されるリスク、広告収入を稼ぐことを目的に作成された悪質なウェブサイト(MFA:メイド・フォー・アドバタイジング)によって広告主が不要な広告費を支払うリスク、多業者介在による広告取引の不透明性など、プラットフォーム事業者はもとより、広告主の責任にも関わる多くの課題が存在している。広告主の意識改革を始めとしたインターネット広告産業の構造転換が必要であり、官民が連携し、総力を挙げて構造転換に取り組むべきである。

【総務省、経済産業省】

#### (7) オンライン上の偽・誤情報に係る新しい犯罪類型化

著名人ニセ広告等を利用したSNS型投資詐欺の事案でもあったように、「なりすまし」行為により、なりすまされた者の名誉毀損や信用毀損などの他、だまされた方に莫大な金銭的被害が発生した。ネット上の「なりすまし」行為については、厳格な処罰を可能とするため、新たな犯罪類型の設定や、必要な情報流通プラットフォーム対処法の特例<sup>7</sup>の法整備を検討するべきである。【法務省、警察庁、消費者庁、総務省】

#### (8) 偽・誤情報対策に関する更なる制度整備の検討

偽・誤情報に係る技術の進展は日進月歩であり、生成AIなどの新しい

---

<sup>7</sup> 例えば、当該情報を削除した場合の免責について、発信者への意見照会期間を短くすることなどが想定される。

技術は利便性をもたらす一方でその悪用も懸念される場所である。まずは情報流通プラットフォーム対処法の早期施行を実現した上で、「なりすまし広告」やその他の偽・誤情報を含む違法・有害情報の流通については、EUのDSA法など、諸外国の状況を踏まえつつ、情報流通プラットフォーム対処法による効果も検証しながら、さらなる対応を不断に検討することが必要である。総務省では、引き続き、アテンション・エコノミーの実態把握に努めつつ、関係省庁と連携し、必要な制度整備の具体化を進めるべきである。また、情報流通プラットフォーム対処法などの取組についての国際的な情報発信や、欧米等との国際協調による対応を推進すべきである。【総務省】

以上

## Ⅱ. 放送制度及び放送コンテンツの在り方に関する提言

(現状)

昨年9月、情報通信戦略調査会では、インターネットの急速な普及、若年層をはじめとするテレビ離れ、海外の動画配信プラットフォーム事業者の台頭等、現在生じている社会や国民の変化に「放送」はどう対応し、どう変化すべきかという観点から幅広く提言をとりまとめた。

その後、能登半島地震等における偽・誤情報の氾濫や、放送業界の人材の海外のプラットフォーム事業者への流出を踏まえ、本調査会では、信頼性の高い情報へのアクセス確保、我が国のコンテンツ産業の強化について検討を行ってきた。

アテンション・エコノミー、フィルターバブル、エコーチェンバー等の問題が顕在化するインターネット時代において、信頼できる者により編集され一定の質が担保された放送コンテンツの価値がより高まったことは、今年の提言でも指摘した。

世界各国の選挙や能登半島地震において偽・誤情報が氾濫するなどインターネット空間におけるこれらの問題は深刻さを増しており、民主主義の危機とも言える状況にある。もはや「放送」の価値の源泉は、電波を使った効率的な伝送手段であるということから、中身の信頼性にシフトしている。

インターネット空間に信頼できる情報を継続的・安定的に供給するため、今年の提言を踏まえ、NHKにインターネット配信を義務付ける放送法の一部改正が行われた（令和6年法律第36号）。

また、質の高い放送コンテンツを安定的に提供するためには、放送コンテンツの製作・流通、そして我が国のコンテンツ産業を強化することが不可欠である。

放送分野は、我が国のコンテンツ産業の売上の1/4～1/3を占めている。しかしながら、海外展開という点では、我が国のコンテンツ産業が輸出額において鉄鋼産業に匹敵する4.7兆円規模となっているものの、その内訳はアニメ・ゲームが90%、テレビ・映画（実写）は僅か3%に過ぎない。報道では中国（CCTV）や韓国（KBS）がプレゼンスを増しており、また、日本の漫画を原作とした多くの実写ドラマが海外事業者により日本を含む各国に配信されている。我が国は、報道やドキュメンタリー、ドラマを含むテレビ・映画（実写）の分野においても良いコンテンツが多く、今後の伸びしろに大いに期待できる。

他方、コンテンツ視聴の構造変化により放送の広告収入が減少し、テレビ局の番組製作費は減少を続けている。また、今年の番組製作会社の倒産件数



は過去最多となっている。

更に、海外の動画配信プラットフォーム事業者の番組製作単価は非常に大きく、プロデューサーなどテレビ局の人材流出が止まらない。海外の動画配信プラットフォーム事業者と日本のテレビ局との共同製作も進んでいるが、コンテンツ I P（知的財産）の帰属の問題を含め課題も少なくない。契約交渉等のノウハウも不足している。

このままでは、日本の放送コンテンツ産業が空洞化し、海外の動画配信事業者の下請けとなってしまうリスクがある。

### （対応案）

以上のような現状や課題に対応するため、本調査会では有識者や事業者からのヒアリングを実施しつつ、議論・検討を重ねてきた。以下、政府、NHK、民間放送事業者への提言である。

## （1）信頼性の高い情報へのアクセス確保

### ① 伝送路にとらわれない放送制度の検討

電波による「放送」とインターネットによる「配信」（特に放送の「同時配信」）は、伝送手段が異なるものの、信頼性が確保された情報入手手段という点では共通であり、利用者である国民はその違いを意識することはない。それ故に令和6年の放送法改正ではNHKに放送に加えてインターネット配信を義務付けた。

しかしながら、「放送」には放送法の規律が適用されるが、（NHK以外の放送事業者が提供する）「配信」には適用されない。このような現状は社会経済状況の変化や技術の進歩等に対応して見直していくべきものである。総務省はようやく制度的な検討を開始したが、制度的縦割り打破に向けて中期的な課題として、「放送」とは何かということを含め、伝送路にとらわれない放送制度の検討を進めるべきである。

その際、権利処理の円滑化等、放送の社会的役割維持に向けた効果（メリット）についても併せて検討を行うべきである。このメリットの一つがいわゆる「プロミネンスルール」、つまり、（アテンション・エコノミーのなかでも）社会生活において重要で信頼性の高い情報を目立たせ、国民のアクセス機会を確保する「顕著性確保ルール<sup>8</sup>」ではないかと考えられる。英国等の制度も参考に検討を行うことが求められる。

なお、NHKの放送技術研究所においても、伝送路にとらわれずに広く映像伝送などの技術の研究開発を行い、その成果をスタートアップなど広く社会に還元することが期待される。【総務省、NHK】

---

<sup>8</sup> 「顕著」とは、際だって目につくさまのこと。

## ② 放送コンテンツの真正性の確保

偽・誤情報の関係では、AIを利用した放送コンテンツの加工も容易となり、放送のブランドの毀損も懸念される。インターネット上のニュース記事や広告などの情報コンテンツに、発信者情報を紐付けるオリジネータープロファイル(OP)の技術開発の取組も進められているが、このような手法により放送コンテンツであるか否かを峻別できる仕組みの構築に向けて官民挙げて取り組む必要がある。情報空間において偽・誤情報が氾濫するなか、放送そのものの真実性・信頼性を確保し続けることで、放送に期待される役割を果たすことが求められることは言うまでもない。

一方で、特にドラマ、ドキュメンタリー等は表現の自由が重要であり、放送事業者がネット配信する場合には、編集方針を明示するなど製作するコンテンツに責任をもつことで、多様化する社会に向き合った、自由で質の高いコンテンツを提供することが期待される。【総務省、放送事業者】

## ③ ブロードバンド代替

また、ローカル局からは、条件不利地域における放送ネットワークインフラを維持していくため、ブロードバンドの活用について提案があった。総務省は、二元体制の下でサステナブルな放送ネットワークの構築・維持に向けて制度的な検討を急ぐべきである。これにより、放送事業者の収益が悪化する中でも、放送コンテンツがエリア内の視聴者に引き続き「あまねく」届けられることを確保することが可能となり、老朽化が喫緊の課題となっている辺地共聴施設に対しても有効な選択肢を示すことになると考えられる。このブロードバンド代替の取組を加速するためには、総務省は併せて財政的な支援策を検討すべきである。【総務省】

## (2) 我が国の放送コンテンツ産業の強化

### ① 放送コンテンツ産業の競争力強化に向けた総合的支援

放送コンテンツの拡大を含め、コンテンツ産業を我が国の海外展開に向けた稼ぎ頭としていくべきである。

そのためには、まず、放送コンテンツ産業の競争力強化に向けた支援について検討が必要である。総務省は、令和7年度概算要求に向けて、「製作・権利処理・流通」の好循環によるコンテンツの海外展開を可能とする総合支援策をまとめるべきである。具体的には、個々のクリエイター(放送事業者・製作会社)の製作力を強化し、海外展開に必要なクオリティの高いコンテンツを製作するため、4KカメラやVFXスタジオといった先進的なデジタル設備の導入・利用支援、煩雑な手続きを効率化する仕組みなど権利処理の円滑化について検討を行うべきである。なお、関連する予算施策を実施する経済産業省など関係省庁とも連携して取り組むべきである。

人材育成については、業界とも連携し、大学や専門学校等の高等教育機関等におけるコンテンツプロデュースの講座開設など専門人材育成のための教育プログラムの創設のほか、研修等を通じた海外展開における契約交渉、経理、法務など必要事項を整理したマニュアル（手順書）の作成についても検討を行うべきである。

また、インバウンド等も含め日本経済全体への波及効果も視野に、製作したものが確実に流通するよう、オールジャパンのプラットフォームによる海外への配信強化について検討を行うべきである。なお、「プラットフォーム」という言葉は、売り場、決済、権利処理、多言語化など様々なプラットフォームとしての機能を指すものであり、放送事業者が選択肢として利用可能となるこれらのモジュールを今後順次整備していくことを目指すべきである。【総務省】

### ② 垂直型のビジネスモデルの転換

さらに、放送業界におけるビジネス構造についても変化が求められてくると考えられる。テレビ局はこれまで広告料収入が潤沢であったため番組制作費に十分な費用をかけることが可能だった。しかしながら、コンテンツ視聴の構造変化により、自らの放送ネットワーク（オウンドメディア）によって全ての視聴者にリーチできない状況となり、広告料収入が減少局面にある。その結果、十分な番組制作費をかけられないという悪循環が生じている。

これらを背景として、これまでの製作から流通（伝送）まで一手に手がける垂直統合型のテレビ局のビジネスモデルは転換期を迎えていると考えられる。従来の手法にとらわれない資金調達に取り組み、多様な流通手段ごとの特性を活かした高品質・高付加価値のコンテンツ製作に注力するとともに、国内外の流通手段の多様化を図り、コンテンツIP（知的財産）を強化することが求められる。その際、放送ネットワークの共同利用や、制作部門の子会社化、制作会社等への戦略的な出資等も有力な手段と考えられる。また、AIを活用した翻訳など、新しい技術を積極的に活用した製作の効率化にも取り組むべきである。【放送事業者】

### ③ 働き方改革の促進や制作取引適正化

そして、コンテンツ業界が発展するため、何よりももっとも重要なことは、そこで働く人に適正な報酬や働きがいのある環境を確保することである。この点、中小企業庁が実施する価格転嫁調査において、放送コンテンツの分野は27の業界中26位と低い状況が続いている。また、働き方改革を促進し、ハラスメント、長時間労働等が行われないような就業環境の改善も喫緊の課題である。NHK、民間放送事業者を問わず、放送事業者においてはこれらを業界全体の課題と認識し、「ブラックな業界」とのイメージを脱却して、放送にかかわるあらゆる人にとってより良い制作環境を

実現するため、早急に自主的な行動計画を策定することが求められる。

総務省は、年内を目途に、「著作権の帰属」「適正な製作費」「就業環境の適正化」について、より適正な取引・協議に資するよう、「放送コンテンツの製作取引適正化に関するガイドライン」の見直しを行うべきである。また、総務省は、7月1日付で各地方の総合通信局にコンテンツ適正製作取引調査室（製作取引Gメン）を設置したが、実地調査の強化等によりその実効性を高めるべきである。【総務省、放送事業者】

以上

### Ⅲ. 情報通信インフラの強靱化等に関する提言

(現状)

我が国の国民生活の存立・国家機能の継続と今後の社会経済の発展の基盤である情報通信インフラの整備等に関する取組の一層の強化に向け、本調査会では、令和5年4月に「情報通信インフラの強化に向けた緊急提言」を行った。

当該緊急提言を受け、総務省では光ファイバ、5G、データセンター・海底ケーブル、非地上系ネットワーク（NTN）、Beyond 5Gに係る具体的な施策を整理した「デジタル田園都市国家インフラ整備計画（改訂版）」を策定しそれに基づく取組を進めており、ブロードバンドの世帯カバー率が99.84%、5Gの人口カバー率が96.6%に達するなど、着実にデジタルインフラの整備が進捗している。

他方、本年1月に発生した令和6年能登半島地震では、停電や伝送路の寸断等により携帯電話の基地局が長時間にわたって停波したことにより、被災地の自治体や住民が携帯電話サービスを利用できない状態が発生し、発災後の情報取得や救援要請、救助活動に支障が生じた。その後、政府機関と通信事業者との密接な連携により、移動型基地局・衛星バックホール回線・移動電源車の投入等による応急復旧の取組が行われ、エリア支障も徐々に解消されたが、携帯電話サービスをはじめとする通信インフラのライフラインとしての重要性が改めて明らかとなった。また、放送インフラに関しても、停電や伝送路の寸断等により、地上波中継局やケーブルテレビの停波が発生した。特に能登地域は地形的な特殊性により地上波が届きにくく、放送の受信をケーブルテレビに大きく依存していたことから、ケーブルテレビの停波による影響が広い範囲に及んだ。今般の能登半島地震において顕在化した課題に対応し、今後発生が想定される南海トラフ地震や首都直下地震等の大規模災害に備えるため、政府においては、情報通信インフラの一層の強靱化に向けた包括的・総合的な対策を検討し、早急に取り組む必要がある。

また、社会・経済活動の変化に伴い求められる情報通信インフラの在り方は日々変化を遂げている。具体的には、対話型の生成AIの出現により大幅に拡大することが見込まれるAIの開発・利活用に係るインフラ需要に対応するためのデータセンター等の整備や、毎年増加するトラフィック需要に対応するための5Gの更なる整備と当該整備を促すためのユースケースの開発、2030年代のAI社会を支えるオール光ネットワーク等の次世代情報通信基盤 Beyond 5Gの早期実現等を通じた国際競争力の強化が必要となっ

ている。更に、ロシアのウクライナ侵攻が長期化する等、地政学的リスクの高まりや国際情勢の複雑化が進展していることに鑑み、我が国の社会・経済活動の基盤となる情報通信インフラの安定的な提供を安全保障の観点から戦略的に確保していくことも必要である。

情報通信インフラが、我が国の産業構造・ビジネスを抜本的に変革し、国民生活をさらに豊かにするという側面に着目した取組も重要となる。この点、特に、技術の多様化に伴い、自動運転、ドローン利用、スマート農業、遠隔医療・高度医療等その活用分野が拡大しているワイヤレスの利用を強力に推進していくことが期待される。ワイヤレス利用の推進においては、領空や領海さらにそれを超えた領域における我が国の活動を支える通信環境を確保する観点から、非地上系ネットワーク（NTN）をはじめ陸・海・空・宇宙のあらゆる空間における電波利用を推進することで、新たな産業の創造を促すとともに、条件不利地域や自然災害時等においても途切れないワイヤレス環境を構築していくことが重要である。特に、我が国の強みとなり得るシステムであるHAPS（高高度プラットフォーム）については、ワイヤレス産業における我が国の国際競争力の強化を目指す観点からも、早期実現に向けた取組を推進することが必要である。そのためには、技術の多様化やそれに伴う電波利用ニーズの変化に対応して、時代の潮流に応じた柔軟かつ機動的な周波数の移行・再編・共用を進めていくことも重要である。

（対応案）

こうした諸点に対応するため、早急かつ実効的に取組を進めていくべき施策を、以下のとおり提言する。

### （１）能登半島地震を踏まえた情報通信インフラの強靱化

#### ① 携帯電話基地局等の強靱化、復旧体制の拡充

災害発生時における停電や伝送路断による携帯電話基地局の停波等に対応するため、大容量化した蓄電池やソーラーパネルの設置、移動電源車・可搬型発電機等の増強、衛星回線を活用した基地局機能の維持を図るべきである。【総務省、電気通信事業者】

#### ② 非常時の事業者間ローミングの推進等

通信障害や災害発生時等の非常時であっても携帯電話サービスの継続的な利用を確保するため、事業者間ローミングの実現に向けた技術的な検討・検証等を推進するとともに、デュアルSIMの促進を図るべきである。【総務省】

#### ③ 官民連携による非常時の通信確保支援

災害発生時等の非常時において、国民向けの通信環境の確保とその支

援体制を官民が円滑に連携して行うことができるよう、災害対応計画の策定や情報収集体制の強化、技術者の体制化や訓練等を通じた人材育成等を支援するべきである。【総務省】

④ ケーブルテレビネットワークの耐災害性強化

災害時に確実かつ安定的な情報伝達が確保されるよう、ケーブルテレビネットワークや辺地共聴施設の光化・複線化等による耐災害性強化に対する支援を行うべきである。また、能登半島地震の被災地ではケーブルテレビに対する依存度が高いことを踏まえ、本格復旧に対する財政的な支援を継続して行うべきである。【総務省】

⑤ 地上波中継局の耐災害性強化

大規模災害時において中継局等からの放送を継続するため、テレビやラジオの放送設備・送信所設備の耐災害性強化に加え、局舎や鉄塔の耐震対策を支援するとともに、発災時に迅速な復旧が可能となるよう、本格復旧に対する財政的な支援を行うべきである。【総務省】

⑥ その他

大規模災害による被害が想定される人口集中地域や重要施設を中心として光ファイバの地中化を推進する等、更なる通信インフラの強靱化に向けた検討を進めるべきである。【総務省】

## (2) 光ファイバ等のインフラ整備の更なる推進

① 光ファイバの推進

経済・社会活動に欠かせないインターネットの全国あまねく提供を確保するため、引き続き光ファイバの未整備地域の解消及び公設光ファイバの民設移行を早期かつ円滑に進めるとともに、条件不利地域への光ファイバに関するユニバーサルサービス交付金制度について 2026 年度までに運用を開始すべきである。【総務省】

② 5Gの整備等

非居住地域も含めた5G等のエリア整備を推進するとともに、利用者が「5Gならではの」通信サービスを実感できるよう、5G用に割り当てられた高い周波数帯やStand Alone(SA)に係る新たな整備目標に基づく5Gインフラ整備を推進すべきである。また、地域の社会課題を解決するため、ローカル5G等のインフラ整備や活用事例の創出等を推進すべきである。【総務省、電気通信事業者】

③ データセンターの分散立地

急増するAI化の需要やGXの推進、地方のDXの進展に対応したデータセンターの整備のため、脱炭素電源の供給力を強化するとともに特別高圧電力の確保、施設・設備の拡張可能性、電力輸送よりもデータ伝送がより低廉であるという性質を活かした通信ネットワークとの連携

等を踏まえたデータセンターの分散立地に係る支援をすべきである。

【総務省、経済産業省】

④ 国際海底ケーブルの多ルート化

国際海底ケーブルの多ルート化を進め、我が国のハブとしての機能を強化することにより、我が国の地理的な優位性の維持や国際的なデータ流通における自律性確保の観点から、陸揚局の分散立地や陸揚局への国際海底ケーブルの分岐支線整備の推進、国際海底ケーブルや陸揚局の防護、海底ケーブルの敷設・保守体制の強化を行うべきである。【総務省、内閣官房、警察庁、海上保安庁】

⑤ インフラシェアリング

5G等の効率的なインフラ整備を可能とするインフラシェアリングの促進を図るため、鉄塔等の設備を保有する事業者による公平かつ公正な設備の提供等の確保や、条件不利地域における国の補助事業の活用等を通じ、更なるインフラシェアリングの促進が必要である。また、災害対策時に有用な施設等を中心に屋内整備の促進や、インフラシェアリング市場全体の活性化の方策を検討すべきである。【総務省】

⑥ Beyond 5Gの早期実現

次世代情報通信基盤 Beyond 5GはAI利用をはじめとする我が国全体のDXを支えイノベーションを加速するものとして期待されていることから、その早期実現と我が国の国際競争力強化に向け、国立研究開発法人情報通信研究機構（NICT）を中核とした産学官連携を強化し、我が国が強みを有するオール光ネットワークをはじめとする研究開発・国際標準化・社会実装・海外展開を一体的に推進すべきである。【総務省】

### (3) 電波の利用拡大に向けた対応

① 非地上系ネットワークの促進

非地上系ネットワーク（NTN）のサービスの導入により陸・海・空・宇宙のあらゆる空間における電波利用を促進するため、HAPS（高高度プラットフォーム）の早期国内展開、衛星コンステレーションを用いた衛星通信の利用拡大、携帯電話端末による衛星との直接通信サービスの円滑な導入等に向けた技術基準の整備や関連する研究開発支援等を進めるべきである。【総務省】

② ドローンの利用拡大等への対応

今後のドローンの利用拡大等に対応するため、5Gやローカル5G、無線LANの上空利用に関する検討や、海外製ドローンが使用する周波数（5.8GHz帯）における簡易な手続きによる実験運用を可能にするための検討、ドローン利活用の推進や関連産業の発展等を進めるべきである。【総務省】



### ③ 周波数の移行・再編・共用の促進

国際的な周波数調和等が求められる新たな無線システム（V2X通信等）を導入する場合やIoTの更なる拡大を図る場合など、時代の潮流に応じた柔軟かつ機動的な電波利用が可能となるよう、公益増進の観点から必要となる周波数の移行・再編・共用を円滑に実現するため、それらの費用を国が負担することで新たな周波数移行等を促進するための方策等についての検討を進めるべきである。【総務省】

以上

(参考) 情報通信戦略調査会 開催実績 (令和6年4月～8月)

◇開催日：令和6年4月22日(月)

◇議題：NTT東日本霞ヶ関ビル視察(とう道、ネットワーク設備)

---

◇開催日：令和6年4月25日(木)

◇議題：1、偽・誤情報の流通・拡散がもたらす影響について有識者ヒアリング

・国際大学グローバル・コミュニケーションセンター准教授

山口 真一 氏

・東京大学大学院情報学環准教授

澁谷 遊野 氏

・(一社)セーフティーインターネット協会専務理事 吉田 奨 氏 他

2、「ネット上の誹謗中傷等対策小委員会」の名称変更

※「ネット上の誹謗中傷・偽誤情報等対策小委員会」へ改称

---

◇開催日：令和6年5月9日(木)

◇議題：1、放送コンテンツ振興について(総務省ヒアリング)

2、総務大臣の欧州出張結果について

---

◇開催日：令和6年5月16日(木)

◇議題：1、インターネット上の偽・誤情報対策について有識者ヒアリング

・慶応義塾大学大学院法務研究科教授 山本 龍彦 氏

2、Beyond 5Gに関する取組状況等について

---

◇開催日：令和6年5月23日(木)

◇議題：放送コンテンツ振興について有識者ヒアリング

・Field-R法律事務所弁護士 福地 研志 氏

・(株)フジクリエイティブコーポレーション映像事業センター  
国際部部長 中野 恵太 氏

・青山学院大学総合文化政策学部教授 内山 隆 氏

---

◇開催日：令和6年5月30日（木）

◇議 題：インターネット上の偽・誤情報対策について有識者ヒアリング

- ・(株) 野村総合研究所 ICT・コンテンツ産業コンサルティング部  
チーフコンサルタント 齋藤 孝太 氏
  - ・(公社) 日本アドバタイザーズ協会デジタルメディア委員会副委員長  
山口有希子 氏
- 

開催日：令和6年5月31日（金） ※情報通信インフラ特命チーム

議 題：1、「情報通信インフラの強化に向けた緊急提言」の政府の対応状況について  
2、ネットワークインフラシェアリングに関する政策課題についてヒアリング

- ・(株) J T O W E R代表取締役社長 田中 敦史 氏 他
  - ・住友商事(株) 理事メディア・デジタルグループ/5GSBU長  
梅田 礼三 氏 他
  - ・SHARING DESIGN(株) 代表取締役社長 木下 昇 氏
- 

開催日：令和6年6月6日（木） ※総務部会との合同会議

議 題：1、令和6年情報通信に関する現状報告について

2、地域課題の解決に向けたデジタル基盤の活用についてヒアリング

- ・東京大学大学院工学系研究科教授 中尾 彰宏 氏
  - ・北海道岩見沢市情報政策部部长 黄瀬 信之 氏
- 

開催日：令和6年6月13日（木）

議 題：放送関連有識者ヒアリング

- ・PwC コンサルティング合同会社E&M・インダストリー・イニシアチブ  
ディレクター 岩崎 明彦 氏
  - ・(一社) 全日本テレビ番組製作社連盟副理事長 山田 治宗 氏 他
  - ・南海放送(株) 取締役執行役員 渡部 剛士 氏
- 

開催日：令和6年6月27日（木）

議 題：放送関連有識者ヒアリング

- ・鹿児島テレビ放送(株) 常務取締役 山口 修平 氏
  - ・北海道テレビ放送(株) 取締役 福屋 涉 氏
-

開催日：令和6年7月4日（木）

議 題：1、プラットフォーム各社の偽・誤情報対策について

・LINE ヤフー（株）政策企画本部長 畠山 寛希 氏 他

2、情報通信審議会における通信政策の在り方の検討状況について

---

開催日：令和6年7月9日（木）

議 題：プラットフォーム各社の偽・誤情報対策について

・Meta 社 Regional Director of Policy Mia Garlick 氏 他

・Google 社政府渉外・公共政策部マネージャー 野田由比子 氏 他

※ X社、TikTok 社については、資料提出により対策を確認。

---

開催日：令和6年7月16日（火）

議 題：KDDI 海底ケーブル陸揚げ局視察（KDDI 海底ケーブル陸揚げ施設）

---

開催日：令和6年7月18日（木）

議 題：サイバーセキュリティ対策について有識者ヒアリング

・株式会社H I イニシアティブ代表取締役 西野 弘 氏 他

・NTTチーフ・サイバーセキュリティ・ストラテジスト

松原美穂子 氏

---

開催日：令和6年8月8日（木）

議 題：情報通信戦略調査会提言案骨子について

---

開催日：令和6年8月22日（木）

議 題：情報通信戦略調査会提言案について

---

以 上